

判例に学ぶ事故防止と事故後対応

ケース⑨グループホームで自室のベッドから転落し受傷した86歳女性

ケース

86歳で要介護度2のアルツハイマー型認知症のTさんは、屋内ではほぼ自立できますが、食事、排泄、歩行、入浴、更衣、炊事、洗濯には一部介助が必要でした。

入所後2日後にTさんは、就寝中にベッドより転落し、唇、あご及び脇腹を打撲しました。氷で冷やし、湿布で対処するも、あごには内出血の腫れ、唇には出血がありました（1回目）。

その7日後の深夜、ドスンという音がしたため、職員がTさんの居室へ行くと、床に倒れていました（2回目）。意識レベルは正常でしたが、「動けない」「気分が悪い」などの訴えがあり、その後要介護3になりました。

その約2ヶ月後の深夜、ドンという音で職員がTさんの居室に駆けつけたところ、Tさんは床に倒れており（3回目）、骨折をしていました。

ワーク

夜間発生した、「ドスン」と音を聞いて駆けつけたところ、床に転倒していたケースで、実際どのような経緯でそのような状態に至ったのかは分からないケースです。裁判では施設側のどのようなところが問題とされたのでしょうか？

グループで話し合ってみましょう。

判決および判決理由

請求額3447万円のうち遺族側に602万円が認容されました。

本件では、①入居からわずか2日後に、Aはベッドより転落して傷害を負っていること、②それを契機として、転落事故再発防止のための具体的な有効策が施された形跡はうかがえないこと、③その7日後には、再度ベッドから転落していること、④2回目の転落事故が生じても、事故転落再発防止のための抜本的な有効策は講じられていないこと、これらの事実によれば、被告が介護事業者として、本件契約上負っている安全配慮義務を履行していなかったものと評せざるを得ず、被告には債務不履行責任が生ずるといふべきである。

受傷に至った経緯は不明とはいえ、同様のケースが続けて発生しているにもかかわらず対策を講じていない、それは契約上の安全配慮義務を怠ったとみなされました。

さて、このケースでは、施設側が再度にわたるTさんの受傷を家族に報告をしてなかった事実もあり、当然そのことも問題とされました。そこで怠ったのは契約上果たすべきどのような義務でしょうか？

家族への報告をしなかった行為は、情報提供義務を怠ったとみなされました。つまりこのケースでは、契約上果たすべき2つの義務、安全配慮義務と情報提供義務の不履行を指摘されたのです。

みなさんの介護業務は、利用者との契約に基づいて行われています。どのような契約なのか？どのような義務があるのか？契約を見直して、話し合ってみましょう。

参考文献

- 1) 大阪地方裁判所判決／平成17年（ワ）第5265号 平成19年11月7日
最高裁ホームページ（<http://courtdomino2.courts.go.jp>）

教材作成

東北福祉大学 総合福祉学部

准教授 菅原好秀

お疲れ様でした。